

都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針

18産労農振第186号

平成18年5月18日

1 遺伝子組換え作物の栽培に対する基本認識

遺伝子組換え技術は、将来の食糧確保や農薬等の化学物質の削減による環境負荷の低減などに寄与する可能性などが期待されており、研究開発が行われている。このような研究により作り出された遺伝子組換え作物は、国が環境に与える影響や食品としての安全性等の評価を法令等に基づき実施しており、国が栽培を承認した遺伝子組換え作物は、都内でも栽培が可能となっている。

一方、現状では、多くの都民が遺伝子組換え作物を使った食品を食べることに不安を抱いている。また、遺伝子組換え作物を栽培する場合、地域への適切な情報提供や周辺作物との交雑防止措置など、一定のルールに基づく配慮がなければ、地域で混乱が起こる可能性がある。

このため、都は、消費者である都民の不安を取り除くとともに、都内の農業振興を図る立場から、この指針を策定した。

2 指針策定の目的

この指針は、遺伝子組換え作物の栽培によって生じる一般農作物との交雑と収穫後の混入、またこれらに伴う経済的被害など、生産・流通上の混乱を未然に防止し、都内産農産物が今後も引き続き都民の信頼を得ていくことを目的とし、遺伝子組換え作物の栽培に係る都の対応を定めたものである。

3 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遺伝子組換え作物」とは、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。
- (2) 「遺伝子組換え作物の栽培」とは、遺伝子組換え作物の法第2条第5項に規定する第一種使用等による栽培をいう。
- (3) 「一般ほ場での栽培」とは、次項の「隔離ほ場での試験研究栽培」以外の遺伝子組換え作物の栽培をいう。
- (4) 「隔離ほ場での試験研究栽培」とは、法に基づき試験研究機関等が都内の隔離ほ場で行う遺伝子組換え作物の試験研究栽培をいう。

4 指針適用の範囲

この指針の適用範囲は、遺伝子組換え作物の栽培であって、法第2条第6項による第二種使用等（施設、設備その他の構造物の外の大気、水又は土壌中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもって行う使用等）については除外する。

5 指導方針

(1) 評価委員会の設置

ア 都は、都職員以外の有識者による評価委員会を設置し、その意見を聞いて指導基準を設定し、これに基づき遺伝子組換え作物の栽培をしようとする者に対する指導を行うものとする。

イ 都は、指導にあたっては、評価委員会の意見を聞くことができるものとする。

(2) 一般ほ場での栽培への指導

ア 都は、都内において一般ほ場での遺伝子組換え作物の栽培をしようとする者に対して事前に情報提供を求め、以下の事項について指導する。

(ア) 栽培予定ほ場近隣の住民や農業者等を対象とした、栽培について理解を得るための事前説明会の開催

(イ) 非組換え作物との交雑防止措置及び収穫後の混入防止措置の実施

(ウ) 交雑・混入が生じた場合の措置や交雑・混入による経済的被害^{*1}への対応方法及びこれらに対する責任者の明示

(エ) 上記(ア)～(ウ)の事項を記載した栽培計画書の都への事前提出

イ 都は、評価委員会の意見を聞き、提出された栽培計画書の妥当性を判断し、必要に応じて指導を行う。

(3) 隔離ほ場での試験研究栽培への指導

都は、都内において隔離ほ場での遺伝子組換え作物の試験研究栽培をしようとする者に対し、事前に都への情報提供を求める。

また、試験研究栽培については「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準拠するとともに、交雑・混入が生じた場合の措置や交雑・混入による経済的被害への対応方法等を定めるよう指導する。

(4) 事前に情報提供のない栽培への対応

都に事前情報提供なく遺伝子組換え作物を栽培又はしようとしていることが判明した場合、都は栽培者に対し上記の(2)又は(3)と同様の対応を行うよう指導する。

(5) 公表

都は、上記(2)の栽培計画書及び(3)の概要、さらに(4)に関する指導状況等について随時公表する。

6 都の取組

(1) 都の施策の方向

ア 都の試験研究

遺伝子組換え作物の研究については、当面、食用作物は対象としない。

イ 農業振興施策

都内産農産物の「安全・安心」を確保するための施策を推進するとともに、将来に向けて遺伝子組換え作物との「共存」^{*2}施策を検討していく。

ウ 情報収集及び情報提供

区市町村、農業団体等の協力を得て遺伝子組換え作物の栽培に関する情報収集に努めていく。

また、遺伝子組換え作物等について、積極的に情報提供を行い、都民の間での論議を深めるとともに、風評被害の防止に努め、食や農に対する知識や理解を高めていく。

エ 連絡協議会の設置

情報の共有のあり方、相互理解の方法、リスクコミュニケーションの方法等への対応策を協議するため、学識経験者、農業者、消費者及び行政で構成する連絡協議会を設置する。

(2) 国への要望

以下の事項について、国へ要望していく。

ア 一般ほ場における遺伝子組換え作物の栽培指針を策定すること

イ 「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針」に経済的被害への対応の考え方を追加するとともに、大学等の実験施設にも適用させること

ウ 非組換え作物との交雑など周辺環境への影響に関する調査・研究を充実し、その情報を積極的に提供すること

7 その他

(1) 具体的な実施内容

この指針の実施に関し必要な事項は、別途定める。

(2) 指針の見直し

この指針は、今後の自然科学的知見や社会状況の変化に応じ、随時、見直しを図っていく。

附 則

この指針は、平成18年5月18日から施行する。

※1 経済的被害とは、

交雑・混入した一般農作物の除去や回収処理、当該作物の栽培にかかった経費等の、直接的経費を指す。風評被害については、因果関係、被害の範囲と立証が困難なことから、ここでいう経済的被害には含まない。

※2 「共存」とは、

遺伝子組換え作物、非組換え作物、有機農産物のいずれの栽培も農業者が選択できる自由を保障するとともに、消費者にも作物を選択する自由を保障するという考え方。

EUでは遺伝子組換え作物の栽培を容認するにあたり「共存に関するガイドライン」が2003年にEU委員会で策定された。ガイドラインでは①種子の純粋性を確保する。②遺伝子組換え作物、非組換え作物、有機農業が相互に経済的損失を受けることのないようにする。③共存のための追加的費用が発生した場合には、新たな形態の農業を導入する側が負担する。など共存の方策が示された。